

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】令和3年8月12日(2021.8.12)

【公表番号】特表2020-526716(P2020-526716A)

【公表日】令和2年8月31日(2020.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2020-035

【出願番号】特願2019-571970(P2019-571970)

【国際特許分類】

F 16 B 45/00 (2006.01)

F 16 B 11/00 (2006.01)

A 47 G 29/00 (2006.01)

C 09 J 7/38 (2018.01)

【F I】

F 16 B 45/00 Z

F 16 B 11/00 B

A 47 G 29/00 C

A 47 G 29/00 E

C 09 J 7/38

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月24日(2021.6.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

厚さにより分離された互いに反対側を向いている第1主平面及び第2主平面を含むバッキングと、

前記バッキングの前記第1主平面上の第1接着領域であって、接着性を示し、第1の形状を有する接着アイランドの配列パターンを含む、第1接着領域と、

前記バッキングの前記第2主平面上の第1非接着領域であって、顯著な接着性を欠いており、かつ第1接着領域に対して直接反対側を向いている、第1非接着領域と、

前記バッキングの前記バッキング第2主面に隣接する取付デバイスと、

を備え、

前記第1非接着領域は、第2の形状を有する非接着要素を含み、前記第1主平面上の接着アイランドに対して直接反対側を向いている、接着性取付アセンブリ。

【請求項2】

前記第1主面上に第2非接着領域を更に備える、請求項1に記載の接着性取付アセンブリ。

【請求項3】

前記第1の形状は、第1の寸法を含み、前記第2の形状は、第2の寸法を含み、前記第2の寸法は、前記第1の寸法よりも大きい、請求項1に記載の接着性取付アセンブリ。

【請求項4】

前記非接着領域は、1つ以上の非接着要素を接続するブリッジを更に含み、前記ブリッジもまた接着機能性を欠いている、請求項1に記載の接着性取付アセンブリ。

【請求項5】

前記バッキングは、長手方向軸を含み、前記第1接着領域と前記第2接着領域とは、前

記バッキングの厚さにわたって前記長手方向軸に垂直に延びるいずれの平面においても面一ではない、請求項1に記載の接着性取付アセンブリ。

【請求項6】

前記第1非接着領域と前記第2非接着領域とは、前記厚さにわたって前記長手方向軸に垂直に延びるいずれの平面においても面一ではない、請求項5に記載の接着性取付アセンブリ。

【請求項7】

前記非接着領域は、前記接着剤の接着性を実質的に減少させる弱化層を含み、前記弱化層は、前記接着剤に隣接して配置されている、請求項1～6に記載の接着性取付アセンブリ。

【請求項8】

接着性取付アセンブリを形成する方法であって、

厚さにより分離された互いに反対側を向いている第1平面と第2平面とを含むバッキングを用意することと、

前記バッキングの前記第1主平面上に第1接着領域及び第1非接着領域を形成することであって、前記第1接着領域は、剥離可能接着剤を含む、第1接着領域及び第1非接着領域を形成することと、

前記バッキングの前記第2主面上に第2接着領域及び第2非接着領域を形成し、マスター・シートを作成することと、

第1の形状を有する主面を有する取付デバイスを用意することと、前記第1の形状に対応する前記マスター・シートの一部分を除去して個別のバッキングを作成することと、

前記バッキングを前記取付デバイスの前記主面に隣接させて配置することと、

を含み、

前記第1接着領域及び前記第1非接着領域を形成することは、接着要素の配列パターンを特徴とした第1の接着剤分布を作成することを含み、前記第2接着領域及び前記第2非接着領域を形成することは、前記第1の分布の前記接着要素に対応する形状の非接着要素の配列パターンを特徴とした第2の接着剤分布を作成することを含む、方法。